

山口県教育委員会会議録

日時：平成30年10月18日

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより平成30年10月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>なお、石本委員と小崎委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>中田委員と宮部委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰」について御説明いたします。議案書の2ページでございます。</p> <p>去る9月30日に山口市立 大海小学校の 岩田 陽子教諭が退職され、10月3日には岩国市立 杭名小学校の 鶴田 隆久教頭が逝去されました。</p> <p>また、同じく10月3日に防府市立 桑山中学校の 江山 稔校長が退職され、翌4日付けで防府市教育長に就任されたところでございます。</p> <p>これに伴いまして、この方々が、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、各市の教育委員会から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>通常退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が25年以上の者、死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>急な退職に対応し、これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、9月30日付けで岩田教諭を、10月3日付けで江山校長、鶴田教頭を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認。</p>
教 育 長	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第2号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>

教育政策課長	<p>議案第2号「山口県教育振興基本計画の策定」について御説明いたします。議案資料の4ページからを御覧ください。</p> <p>新たな山口県教育振興基本計画につきましては、9月の教育委員会会議で御協議いただいたところですが、本日は、これに一部修正を加えた案を「最終案」としてお示ししております。</p> <p>修正内容については、7ページの「6 前回協議からの修正点」及び、議案第2号別冊資料の69ページを合わせて御覧ください。</p> <p>先日10月9日に開催されました9月定例県議会文教警察委員会において、委員から、生涯学習の推進に係る「リカレント教育」の重要性が指摘され、同時に改訂が進められております、県の「やまぐち維新プラン」と同様に、主な取組を記載してはどうかとの提案がありました。</p> <p>これを受け、「維新プラン」を参考に、山口県立大学等におけるリカレント教育の取組を加えたものでございます。</p> <p>具体的には、施策の17「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」の「主な取組」に「リカレント教育の推進に向けた環境の整備」を追加し記載しております。</p> <p>以上が修正の概要でございます。</p> <p>また、同じく7ページ「7 今後の予定」を御覧ください。</p> <p>本日、御審議の結果、内容が決定されたのちには、策定となりました計画及びパブリック・コメントの実施結果を、記者発表や県教委WEBページにおいて改めて公表することとしております。</p> <p>また、当計画は、今後冊子を作成し、来月下旬には市町教委や学校、関係機関等に配付し、幅広い周知に努めることとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>内容については、これまでに協議を重ねているもので、若干の修正がされています。御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>議案第2号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第3号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関して第3号議案について、お諮りします。</p> <p>今回の改正は、7月に公表しました入学定員に係る規則の改正が主な内容であります。</p> <p>山口県立高等学校等の管理に関する規則の改正につきまして、資料の18ページに改正の概要をお示ししておりますので御覧ください。</p> <p>まず、「1 改正の趣旨」についてですが、平成31年度の入学定</p>

	<p>員の策定等に伴い、規則の一部について所要の改正を行うものであります。</p> <p>次に、「2 改正の内容」についてですが、規則にある別表の1のうち、下関双葉高等学校の開校、柳井高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係各校の第1学年生徒定員等を改めるとともに、別表の2のうち、高森みどり中学校の入学定員の変更に伴い、同校の第1学年生徒定員を改め、また、別表の3のうち、下関中等教育学校の後期課程の定員変更に伴い、同校の第4学年生徒定員を改めるものであります。</p> <p>なお、「3 施行期日」につきましては、平成31年4月1日としております。</p> <p>以上、御審議をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から議案第3号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>議案第3号を承認いたします。</p> <p>続いて報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>去る10月3日に名簿登載予定者を発表いたしました平成31年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告します。議案書20ページを御覧ください。</p> <p>まず1の「(1) 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数」の表を御覧ください。</p> <p>表の右上にありますように、2種類の括弧内は、昨年度の数と、第二志願者を含む数を、それぞれ示しています。</p> <p>表の左から2番目の項目の第一次試験免除者数は、表の下の「※1」でお示ししておりますように、昨年度の採用試験の第二次試験で合格に至らなかった者で、総合評価ランクがA又はBの者及び他県における本採用教員で3年以上の勤務経験を有する者について、第一次試験を免除しており、その者の数を表しています。</p> <p>それでは、表の一番下の「身体障害者を対象とした選考を含めた合計」の欄を御覧ください。</p> <p>第一次試験免除者124人を含めた志願者総数は1,424人で、その内、第一次試験の受験者は、1,205人、合格者数は616人で、第一次試験の倍率は、2.0倍でした。</p> <p>また、第二次試験については、第一次試験合格者数616人に第一次試験免除者124人を加えた740人の内、715人が受験し、400人を名簿登載予定者としたところであり、第二次試験のみの倍率は1.8倍となりました。</p> <p>また、第一次試験受験者1,205人に第一次試験免除者124人を加えた、採用試験全体の受験者数1,329人を、名簿登載予定者</p>

<p>教 育 長</p>	<p>400人で割った最終倍率は、3.3倍となりました。</p> <p>次に、21ページの(2)から(7)の表は、それぞれ、教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考、博士号取得者特別選考、看護科教諭特別選考の状況を、それぞれ示しており、(1)の表の数値の内数となっています。</p> <p>なお、22ページの表では、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部について、教科や科目ごとの名簿登載予定者数や倍率を、お示ししております。</p> <p>以上で、御報告を終わります。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>今は売り手市場で、募集するのも大変ではないかと思えます。いろいろと工夫をして志願者を集めておられると思いますが、小学校教員の最終倍率が2.0倍ということで、かなり厳しい数字ではないか、という感じがしますし、採用選考にも苦労されたのではないかと思えます。</p> <p>いろいろと工夫をした上でこの数字だろうとは思いますが、志願者を集めるために、学生への働きかけなど、どのような取組をされたか教えていただけたらと思えます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>御指摘のとおり、近年、民間企業の求人状況も堅調でありますし、また、大量退職、大量採用の傾向が本県のみならず、近県においてもみられる状況でございます。近県の教員採用試験の志願状況を見ましても、本県と同じように倍率が低下している状況です。</p> <p>そのような中でも人材確保において、本県では、まず、採用試験についての説明会を5月の実施要項発表後に県内外で行っております。その後、採用試験が終わりましても、「やまぐち教職ガイダンス」という、主に大学3年生向けの、次年度に向けた説明会を、11月から1月にかけて実施しております。また、年度末の3月には翌年度の実施大綱を発表しますので、それに併せて大学訪問を行っております。さらに、8月には高校生を対象とした教職セミナーを、また、新規採用教員から後輩に呼びかけをしていただく、「若手教員のボランティアリクルーター」の取組を実施しております。そのほか、インターネットを活用して、登録いただいた方に、教員志願者の「サポートメール」ということでさまざまな教育委員会の情報を提供しているところでございます。</p> <p>説明がありましたように、およそ考えられる取組は実施している状況です。全国を見ますと、山口県よりも厳しい競争倍率の県もございます。他県も、どうにかして志願者を集めようと努力をしていますが、数字に表れないという状況でございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。</p>

<p>教 職 員 課 長</p>	<p>続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p> <p>昨日10月17日に議会及び知事に対して行われた「平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要について御報告いたします。議案書の23ページをお開きください。</p> <p>本年の「勧告のポイント」は、資料上段の枠囲みにありますように、1点目は給料表と期末勤勉手当の引上げ改定を行うこと、2点目は「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」を平成31年4月に実施すること、の2つです。</p> <p>それでは、勧告の内容のうち、教育委員会に係る主なものについて、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、第1の「1 職員給与と民間給与との比較」についてです。山口県人事委員会が実施した調査の結果、(1)の月例給については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で、額にして1,794円、率にして0.49%上回っております。</p> <p>(2)の特別給、いわゆるボーナスについても、民間事業所で支払われた特別給の支給割合は4.42月分となっており、職員の現行の支給割合である4.30月分を0.12月分上回っております。</p> <p>これらの調査結果と国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果が、「2 給与改定の内容」です。</p> <p>まず、(1)の「ア 給料表」については、本年4月時点で、職員給与が民間給与を下回る状況であり、国家公務員の給与水準との均衡も考慮し、「給与制度の総合的見直し」における経過措置廃止による影響額を除いて較差の解消を図ることとし、給料表を改定する必要があるとされています。</p> <p>次のページに移りまして、「イ 期末・勤勉手当」については、民間の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合を年間で0.10月分引き上げることが必要とされています。</p> <p>また、「エ 宿日直手当」については、勤務1回に係る支給額の限度を国に準じて引き上げることが必要とされています。</p> <p>次に、「(2) 国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」についてです。</p> <p>本年の給与改定において、公民較差の解消を一部に留めても、ラスパイレース指数は、来年度以降も引き続き高い水準にある見込みであることから、国家公務員の給与水準との均衡を考慮し、国家公務員の俸給表に準じた給料表の改定を平成31年4月に行うことが必要とされたところです。</p> <p>なお、給料表の引下げに伴う激変緩和のため、当分の間、経過措置を行うこととされております。</p> <p>「給与等についての報告及び勧告」の概要については、以上です。</p> <p>県教委といたしましては、内容を十分検討した上で、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、報告事項2については、以上のと</p>

<p>高校教育課長</p>	<p>おりとします。 続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。 平成31年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について御報告いたします。 入学者選抜に関する大綱につきましては、6月の教育委員会会議で御報告し、7月に公表しておりますが、お手元にお配りしております「県立下関中等教育学校及び高森みどり中学校の入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」並びに「選考検査問題の作成方針」を、本日午前10時に発表したところであります。 それぞれの概要につきましては、会議資料の27ページの「1」の枠囲みの中にお示しをしております。 まず、実施要領につきましては、その要点を「2」の部分にお示しをしておりますが、応募資格、入学定員等を示したものです。 また、募集要項は、志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものであり、11月10日（土）に下関中等教育学校で、10月27日（土）に高森みどり中学校で開催します「入学者選抜説明会」において、受検願書と併せて保護者等に配布することとしております。 次に、会議資料28ページの選考検査問題作成方針についてですが、これは「記述式の課題1及び記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものであります。 「1 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。」、「2 自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を総合的にみることができるよう出題に努める。」、「3 一人ひとりの児童の意欲や発想の豊かさ等をみることができるよう出題するよう心がける。」としております。 以上、御報告申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。 よろしいでしょうか。それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>今回は、平成30年11月21日（水）15時からを予定しております。よろしく申し上げます。</p>